



保護者の教育支援制度について

学用品費の支援があります！！



お子さまが小・中学校に通学するうえで、学用品代などを援助する制度があります。

1. 援助を受けることができる方

金武町に住所を有する児童生徒の保護者で、下記のいずれかに該当する方。

- (1) 住民税（町県民税）が非課税（税金等が0円）の方
- (2) 現在、生活保護を受けている方

※上記に該当しない場合でも、援助を受けることができますので、お困りの状況があれば教育委員会までご相談ください。

2. 援助の内容（年間支給予定額）

学校学年 品目	小 学 校		中 学 校	
	1 年 生	その他の 学年	1 年 生	その他の 学年
学用品費等	12,610 円	14,780 円	23,880 円	26,050 円
新入学用品費	19,900 円	—	22,900 円	—
修学旅行費	実費を町が負担		実費を町が負担	
医療費	学校保健安全法に定める病気（虫歯や慢性副鼻腔炎など）			
眼鏡購入費	上限 20,000 円（※2万円以下の場合は、実費を町が負担）			

※生活保護の方は、修学旅行費・医療費のみの支給となります。

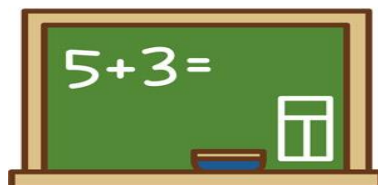
※支払いは3回に分けて支払い致します。

※医療費については、金武町は、こども医療費助成事業で0歳から18歳まで無料となっています。

3. 申請時期

- (1) 毎年4月末 申請書については、4月上旬頃各家庭へ郵送いたします)

※申請の際、世帯員全員の所得・課税・扶養状況等を確認しますので、**確定申告を確実に**行って下さい。



教育委員会 学校教育課
電話 098-968-2991